

船舶事故調査報告書

平成29年11月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年6月17日 16時15分ごろ
発生場所	福岡県芦屋町妙見埼南西方沖 妙見埼灯台から真方位222° 1.83海里付近 (概位 北緯33°54.8′ 東経130°39.5′)
事故の概要	プレジャーボート ^{カリブソ} CALYPSO-Vは、帰航中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年6月19日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート CALYPSO-V、5トン未満（長さ10.07m）
船舶番号、船舶所有者等	293-22006福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船首部船底外板に破口
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：海上 白波、潮汐 下げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、芦屋町柏原漁港に向けて帰航中、船長が、白波が立っていたので、海面を見ながら操船していたところ、妙見埼南西方沖の浅瀬に乗り揚げた。</p> <p>船長は、本船の船首部船底外板に破口を生じ、浸水していたので、携帯電話で所属するヨットハーバーに連絡し、連絡を受けた担当者が海上保安庁に救助を要請した。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.6m、船尾約1.0mであった。</p> <p>GPSプロッターには、本船が乗り揚げた浅瀬が表示されていた。</p> <p>船長は、本船が乗り揚げた浅瀬の存在を知っていたが、本事故時、柏原漁港の入口を船首目標とし、いつもどおりのコースを航行していると思っていたので、GPSプロッターを見ていなかった。</p> <p>船長は、本事故当時、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、船長が、GPSプロッターを使用して船位の確認を行って いなかったことから、妙見埼南西方沖の浅瀬に向けて航行している ことに気付かず、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、GPSプロッターを使用して船位の確認を行っ ていなかったため、本船が妙見埼南西方沖の浅瀬に乗り揚げたもの と考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考 えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慣れた海域でもGPSプロッター等を活用して船位の確認を行う

	こと。
--	-----